

政令第 号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政

令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

## 理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。